

令和7年度 供用自動車運行管理業務仕様書

本仕様書は、供用自動車運行管理業務契約書に基づき運行業務に関して必要な事項を定める。

1 運行管理業務対象自動車

車名	登録番号	初度登録年月	次回車検	型式
ホンダ オデッセイ	湘南302て4179	令和6年12月	令和9年12月	ホンダ・6AA- RC5

なお、運行管理業務対象自動車は、下記2 運行管理業務日及び運行管理業務時間以外において発注者（公益財団法人 神奈川県下水道公社理事長）及びその職員が運行することはない。

2 運行管理業務日及び運行管理業務時間

(1) 契約期間（令和7年4月1日から令和8年3月31日）のうち次の各号に掲げた日（運行除外日）を除いた日を運行管理業務日とする。

ただし、発注者の指示により、次の各号に掲げた日にも業務を依頼する場合もある。

①日曜日、土曜日

②国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

③年末年始（12月29日から1月3日）

(2) 基本管理業務日数は242日とする。

（前項(1) ①にかかわらず、10月（予定）については土曜日が1日又は2日勤務日となる。）

(3) 運行管理業務時間は、運行管理業務日の8時15分から17時15分までを基本運行管理業務時間とする。

ただし、業務内容や交通事情等により上記の業務時間を超えることがある。基本運行管理業務時間を超え業務をする時間数は、月5時間程度を見込むものとする。

3 運行管理業務の内容は次の各号のとおりとする。

(1) 発注者が提示する運行計画である利用承認票に基づく配車及び運行

(2) 自動車の管理（日常点検、車内清掃及び車体の洗車）

ただし、車内清掃及び車体の洗車にあつては、上記1の対象自動車以外（6台）も対象とし、原則として月1回以上行うものとする。

【洗車対象自動車】

	車名	登録番号
①	ホンダ オデッセイ	湘南302て4179
②	ダイハツ ハイゼットカーゴ	湘南480た2700
③	ダイハツ ハイゼットカーゴ	湘南480た3275
④	トヨタ プロボックス	湘南400と8530
⑤	トヨタ RAV4	湘南302ち1821
⑥	日産 バネット	湘南400て2265
⑦	ダイハツ ハイゼットトラック	湘南480ち1716

- (3) 燃料等の補給
- (4) 洗車に要する消耗品の補充と管理
- (5) 自動車保険（任意保険）に関する事項
- (6) 事故処理に関する事項
- (7) その他前各号に付帯する事項及び必要に応じ発注者が指示する軽微な業務

4 運行管理責任者

- (1) 受注者は、運行管理責任者及び運行管理者を定め、別紙1により発注者に通知する。また、運行管理責任者及び運行管理者の変更がある場合についても同様とする。
なお、運行管理責任者と運行管理者を兼任することはできない。
- (2) 運行管理責任者は、本業務実施の責任者として、運行管理者に業務を指示するとともに指揮監督を行う任にあたる。
- (3) 運行管理者は、運行管理責任者の指揮命令、指示に基づき運転業務等を実施する。

5 運行管理者に求められる条件

- (1) 普通自動車第二種免許を有していること。
- (2) 神奈川県内において運転従事職歴3年以上であること。
- (3) 神奈川県内の道路状況及び地理に十分な知識を持ち、高い安全意識と運転技術、運転経験を有していること。
- (4) 公用車の運行に必要な品位とマナーを備え、健康状態に問題がなく、安全運転を継続的に遂行することが可能であること。

6 運行管理業務の流れ

- (1) 発注者の当該業務担当職員である監督員（以下「監督員」という。）は、当該週分の運行計画である利用承認票を別紙2により作成し、原則としてその前週に運行管理責任者へ提示する。また、監督員は運転管理業務日に運行予定がない場合は、配車依頼を随時行うことができる。
- (2) 運行管理責任者は、提示された利用承認票に基づき運行管理者を決定し、監督員へ報告する。
- (3) 運行管理者は必要に応じて事前に監督員と打合せを行う。
- (4) 運行計画に変更が生じた場合、監督員は速やかに運行管理者に連絡を行う。
- (5) 運行管理者は、業務終了後の翌日に前日分の運転日報（公益財団法人神奈川県下水道公社供用自動車等運営管理要綱第1号様式）を監督員へ提出し、確認を受ける。なお、監督員及び運行管理責任者は、提出された運転日報について、週ごとに両者で確認を行う。
- (6) 運行管理責任者は、1ヶ月単位で運行状況報告書を別紙3により作成し、監督員の確認を受ける。同報告書には、運行日ごとに、車両の運行時間、時間外運行時間、走行距離、燃料給油量、駐車料、有料道路利用経路等を記載する。
その後、受注者は発注者に対し月ごとに請求を行う。

7 運行管理責任者及び運行管理者の業務

- (1) 運行管理責任者は、常に対象自動車の状況を確認し、適切に管理する。

- (2) 運行管理者は、運行管理時間中においては会社名・氏名等を記載した名札を着用しなければならない。
- (3) 運行管理者は、常に対象自動車を清潔に保ち、日常点検を行う。
- (4) 運行管理者は、必要に応じて発注者が指定するガソリンスタンドで燃料を補給し、常に運行に支障のない状態を保持する。
- (5) 運行管理者は、対象自動車が故障し、修理に長時間を要する場合又は救援を必要とする場合には、運行管理責任者に報告し指示を受けなければならない。運行管理責任者は、速やかにその旨を発注者に報告しなければならない。
- (6) 運行管理者は、道路交通法等関係法規を遵守するとともに、環境に配慮したエコドライブを心がけなければならない。また、運行中は対象自動車を離れてはならない。やむを得ず離れる場合には、盗難及び損傷防止のための必要な措置を講じる。
- (7) 運行管理者は、対象自動車を亡失又は損傷した場合には、直ちに最寄りの警察署又は派出所に届けるほか、臨機の措置をとり運行管理責任者に報告し指示を求めなければならない。運行管理責任者は、速やかにその旨を発注者に報告しなければならない。
- (8) 運行管理者は、当日の業務終了後、対象自動車を発注者が指定した車庫に格納保管する。
- (9) 運行管理責任者及び運行管理者は、業務上知り得た個人情報及び発注者の業務上の秘密を第三者へ漏らしてはならない。また、契約期間終了後も同様の義務を負うものとする。
- (10) 発注者は、運行管理責任者及び運行管理者の待機場所として運転員控室を用意する。

8 自動車保険

受注者は、対象自動車に関して、別表1の条件と同等もしくはそれ以上の条件で自動車保険（任意保険）契約を締結するものとする。

9 交通事故発生時の対応

- (1) 交通事故が発生した場合は、運行管理者は、速やかに負傷者の救護、危険防止措置、警察への通報、相手方の確認その他事故現場において必要な措置を講じた上で、運行管理責任者へ連絡し、指示を求めなければならない。運行管理責任者は、速やかにその旨を発注者へ報告しなければならない。
- (2) 受注者は、相手方に誠意を持って対応し、相手方及び発注者に及ぼした損害を賠償するなど、受注者の責任において適切に事故を処理しなければならない。

10 主な走行地域等

- (1) 主な走行地域は神奈川県内とする。
- (2) 主な用途は、理事長の送迎や役職員の当公社各水再生センター、県庁、市町村、関係機関・施設等への搬送等の運送用務である。
- (3) 走行距離は、1ヶ月あたり900kmを想定とする。

11 運行管理業務費用

運行管理業務費用は、本業務を実施した対価として支払う。

12 諸費用

対象自動車の運行管理に必要な諸経費（修理、部品交換、消耗品補充等）に係る費用負担については、別表2のとおりとする。

13 その他

運転員控室の電灯や電化製品の利用にあたっては、省エネルギーに努めるとともに、火災等の事故発生に対し注意すること。

(別 表)

1 自動車保険（任意保険）

契約期間	令和7年4月1日から令和8年4月1日まで
対人賠償	無制限
対物賠償	無制限
搭乗者保険	1名につき1,000万円
車両保険	契約時における一般的な査定価格

2 費用負担（修理、補充等の際の費用負担）

項 目	内 容	費用負担	
		発注者	受注者
1 エンジン機構	シリンダーヘッド、バルブ機構、ピストン、クランクシャフト、タイミングベルト、燃焼装置、制御装置、冷却装置、始動装置、充電装置 等	○	
2 排出ガス浄化装置	EGRコントロールバルブ、触媒コンバーター 等	○	
3 動力伝達装置	トルクコンバーター、トランスミッション、プロペラシャフト、デファレンシャルギヤ、ドライブシャフト、クラッチディスク 等	○	
4 サスペンション・アクスル	サスペンションアーム、ストラット、スタビライザー、スプリング、ショックアブソーバー 等	○	
5 ステアリング機構	ステアリングホイール、ステアリングコラム、パワーステアリングポンプ 等	○	
6 ブレーキ機構	ブレーキブースター、ディスクブレーキキャリパー、パーキングブレーキ、ABS 等	○	
7 電子制御部品	電子式エンジン集中制御装置、電子制御キャブレター、電子制御オートマチックトランスミッション、電子制御パワーステアリング、電子制御サスペンション、エアコンのコントロールユニット 等	○	
8 乗員保護装置	シートベルト、エアバッグ 等	○	
9 消耗部品	エアクリナーエレメント、オイルフィルター、フューエルフィルター、ベルト類（タイミングベルトを除く）、スパークプラグ（白金プラグを除く）、ブレーキパッド、ブレーキライニング、ヒューズ、各種電球、ワイパーブレード、その他これに類するもの	○	

項 目	内 容	費用負担	
		発注者	受注者
10 油脂類	エンジンオイル、トランスミッションギヤオイル、オートマチックトランスミッションフィールド、デファレンシャルギヤオイル、パワーステアリングフルード、クラッチフルード、ブレーキフルード、各種グリース、潤滑剤、ウインドウォッシャー液、不凍液、防錆剤、バッテリー液、クーラーガス、その他これに類するもの	○	
11 燃 料	ガソリン代	○	
	ガソリンの給油作業		○
12 タイヤ	ノーマルタイヤ、スペアタイヤ、スタッドレスタイヤ	○	
	パンク修理	○	
13 美化用消耗品	洗剤、ワックス、ガラスクリーナー、ガラス曇り止め、洗車ブラシ、ウエス、バケツ、たわし、スポンジ、ほうき、モップ、毛ばたき、その他これに類するもの		○
14 車両備品	工具、ジャッキ、警告反射板（三角表示板）、非常信号用具（発煙筒）	○	
15 有料道路通行料	※1	○	
16 駐車場料金	有料駐車場料金	○	

※1 ETCが装着されているので、発注者の用意するETCカードを使用する。

※2 その他上記に定めのないものは、発注者受注者協議して定めるものとする。

(別紙1)

運行管理責任者及び運行管理者選任届

令和 年 月 日

公益財団法人神奈川県下水道公社 理事長 殿

(届出者)

住所

名称

代表者職氏名

印

次のとおり届け出ます。

区 分	氏 名	業務時間中に連絡可能な 電話番号
運行管理責任者		
運 行 管 理 者		
運 行 管 理 者		

(別紙2)

供用自動車利用承認票

(月分)

登録番号

					総務課長	主任
日	曜	予定運行時間	行先	用務	予定運行 管理者名	備考
		-				
		-				
		-				
		-				
		-				
		-				
		-				
		-				
		-				
		-				
		-				

(別紙3-1)

運行状況報告書

令和 年 月 日

公益財団法人神奈川県下水道公社 理事長 殿

住 所

名 称

代表者職氏名



供用自動車運行管理業務仕様書に基づき、令和 年 月分の運行状況を別紙のとおり報告します。

- | | | |
|---|-------|--------------------------|
| 1 | 業務の名称 | 供用自動車運行管理業務 |
| 2 | 契約年月日 | 令和 年 月 日 |
| 3 | 履行期間 | 令和 年 月 日から
令和 年 月 日まで |

